

# お知らせ

## ～ information ～

### 年末調整や確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を

#### 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

#### 毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

#### 2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

#### 国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も、申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは、青森社会保険事務局むつ事務所をご利用願います。

☎ 0 1 7 5 - 2 2 - 2 2 7 8

### 「国の教育ローン」のご案内

高校、大学等に入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

- 融 資 額 学生・生徒1人あたり300万円以内
- 利 率 年2.5%（平成21年8月12日現在）
- 返済期間 15年以内（交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内）
- 使いみち 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
- 返済方法 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）
- 保 証 (財)教育資金融資保証基金（連帯責任による保証も可能）
- お問い合わせ先

詳しいことについては下記までお問い合わせください。

「国の教育ローン」コールセンター 0570-008656（ナビダイヤル） または03-5321-8656まで

日本政策金融公庫 国民生活事業ホームページアドレス

<http://www.k.jfc.go.jp/kyouiku/ippan/index.html>